



職起第1738号-1

令和元年10月25日

米子市特別職報酬等審議会 会長 様

米子市長 伊 木 隆 司



特別職の報酬等について（諮問）

米子市特別職報酬等審議会条例第2条第1項及び第2項の規定により、特別職の報酬及び給料の額に関する事項について、次のとおり諮問いたします。

記

1 給料の額に関する事項

(1) 対象となる特別職 市長、副市長、教育長及び水道事業管理者

(2) 内 容

① 給料の適正額並びに実施時期

② 期末手当に係る役職加算率及び年間支給割合に関する適用について（国準拠）

2 報酬の額に関する事項

(1) 対象となる特別職 議長、副議長及び議員

(2) 内 容

① 報酬の適正額並びに実施時期

② 期末手当に係る役職加算率及び年間支給割合に関する適用について（国準拠）